

a u ひかりビジネスサービス契約約款

a u ひかりビジネスサービス契約約款は廃止します。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、令和2年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の際現に、次表の左欄に定める当社の a u ひかりビジネスサービス（以下「旧 a u ひかりビジネスサービス」といいます。）に係る a u ひかりビジネスサービス契約（以下「旧 a u ひかりビジネスサービス契約」といいます。）は、この改正規定実施の日において、次表の右欄に定めるサービス及び契約に移行したものとみなします。

旧 a u ひかりビジネスサービス契約 一般 a u ひかりビジネスサービス タイプ I 及びタイプ III	光ダイレクトサービス契約 一般光ダイレクトサービス タイプ S a
旧特別 a u ひかりビジネスサービス契約 特別 a u ひかりビジネスサービス	特別光ダイレクトサービス契約 特別光ダイレクトサービス
旧緊急 a u ひかりビジネスサービス契約 緊急 a u ひかりビジネスサービス	緊急光ダイレクトサービス契約 緊急光ダイレクトサービス
旧 a u ひかりビジネスサービス契約 一般 a u ひかりビジネスサービス タイプ II	第 1 種総合オープン通信網契約 第 1 種総合オープン通信網サービス タイプ I a

- 3 この附則の2の場合において、その旧 a u ひかりビジネスサービスに係る最低利用期間は、移行先約款の規定にかかわらず、改正前約款の規定により、当社がその旧 a u ひかりビジネスサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、移行先約款にこれに相当する規定があるときは、移行先約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。